

調整力募集要綱（案）に対するご意見への回答

沖縄電力株式会社
平成 28 年 11 月 2 日

意見対象	意見内容	回答
全体	・他社同様、契約書のひな形もあわせて公表すべきではないでしょうか。	調整力募集時に、募集要綱の内容に準じた契約書（ひな型）を公表いたします。
電源 I	・「電源等を特定して・・・」とあるが、給電指令に対して一体として運用するユニット単位を電源として考えて良いか。	ご指摘の通りです。
	・設備要件について、一部要件を満たさない設備については別途協議とすることは可能か。	基本的には、要綱に記載の要件を満たして頂く必要がありますが、一部要件を満たさない設備についても総合的に同等の機能を有すると評価できるものは別途協議を行うことも可能です。応札前にご相談ください。ただし、当該設備調整力として活用できないと当社が判断した場合は、入札の対象外とさせていただきます場合があります。
	●契約電源の託送約款上の位置付け ・（電源 I ピーク調整力契約ではなく、）同時に締結する電源 I・II 調整力契約に基づく“調整電源”という理解で宜しいでしょうか。	ご指摘の通りです。
	●第 5 章. 募集内容 【募集区分①】運用要件について ・運転継続時間として設定されている 9 時間とは、昼間帯 9 時間という理解で宜しいでしょうか。	運転継続時間は、時間帯を問わず運転を継続できる時間となります。
	・火力発電機で常時 5 分以内に出力増減可能とする必要があるということは、常に運転状態またはベリ－ホット状態しておく必要があるという理解で宜しいでしょうか。	実需給断面で 5 分以内に出力増減可能であることが必要です。なお、実際の調整力の運用（出力増減、並解列）にあたっては、電源 I 及び電源 II の中でメリットオーダーに基づく運用を行います。本要件は待機状態について規定したものではありません。
	●第 5 章. 募集内容 【募集区分①②】運用要件について ・募集区分①と募集区分②について、役割や運用時間等における明確な関係性をご教示願います。	募集区分① 30 分コマ内の周波数制御およびインバランス発生時等の需給バランス調整 募集区分② 主に電源脱落時等の需給バランス調整 従いまして、運用時間は両区分とも、原則として、24 時間当社給電指令所からの指令により運転可能とさせていただく必要があります。
	●第 6 章. 応札方法 入札書類について ・入札書には火力発電機の様式しか記載がありませんが、水力発電機の応募も想定すべきではないでしょうか。	入札様式については、当社エリア内の設備状況を考慮して火力設備のみとしております。水力設備による応札予定者においては個別調整とさせていただきたいと考えております。応募前にご相談ください。
	●第 8 章. 契約条件 ペナルティについて（停電割戻料金） ・他社ではペナルティ対象時間は最長 2 時間であるのに対し、【募集区分①】は最長 9 時間、【募集区分②】は最長 16 時間に設定されている根拠・妥当性をご教示願います。	運転継続時間を運用要件として設定していることから、不具合発生時において、運転継続時間が最長のペナルティ対象時間となるようにしております。
	・DR を実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい	DR を活用される場合は、単独または複数の需要家を集約したアグリゲーターとして、応募することが可能です。
DR 専用枠を設けて頂きたい。（電源 B－I 枠） その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。 ・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい（何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等） ・DR システムを持ち実施出来ること ・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。	

調整力募集要綱（案）に対するご意見への回答

沖縄電力株式会社
平成 28 年 11 月 2 日

意見対象	意見内容	回答
	<ul style="list-style-type: none"> ・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい（2 年以上等） ・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい ・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい（1mW 等） ・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・電源 I - b の公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい ・電源 I - b の公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい 	<p>電源 I - b は、第 9 回制度設計専門会合、資料6-1に記載されている周波数調整機能を必須としない電源等と理解いたします。弊社の電源 I ピーク調整力募集要綱においては、周波数調整機能を必要としない電源等を募集する募集区分②を設定しております。</p>
電源 I ・ II	<ul style="list-style-type: none"> ・「原則として発電機単位で契約」とある。発電機単位とは、給電指令に対して一体として運用するユニット単位として考えて良いか。 	<p>ご指摘の通りです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・設備要件について、一部要件を満たさない設備については別途協議とすることは可能か。 	<p>基本的には、要綱に記載の要件を満たして頂く必要がありますが、一部要件を満たさない設備についても総合的に同等の機能を有すると評価できるものは別途協議を行うことも可能です。応札前にご相談ください。ただし、当該設備調整力として活用できないと当社が判断した場合は、入札の対象外とさせていただきます場合があります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・申出単価について、「週 1 回の更新通知を基本」とあるが、燃料の受入れ周期や燃料価格変動の影響状況を考慮し、更新通知の期間を協議にて定めることは可能か。 	<p>要綱に記載のとおり、週 1 回の更新通知が基本となります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●発電量調整供給契約の締結の必要性 ・募集要綱上は発電量調整供給契約の締結の指示がありませんが、当該契約締結の必要性の有無を明確にすべきではないでしょうか。 	<p>電源 II につきましては、小売事業者の余力を活用する電源であるため、基本的に、既に発電量調整供給契約を締結していると考えておりますが、明確化するために左記の意見を募集要項へ反映いたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●第 5 章. 運用要件 ・「ゲートクローズ後、当社が調整力の提供を求めた場合、特別な事情がある場合を除いて、これに応じていただきます」とありますが、特別な事情とは、具体的にどのような事象を指すのでしょうか。 	<p>法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由を想定しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●第 6 章. 契約申込み方法 ・入札書には火力発電機の様式しか記載がありませんが、水力発電機の応募も想定すべきではないでしょうか。 	<p>入札様式については、当社エリア内の設備状況を考慮して火力設備のみとしております。水力設備による応募予定者においては個別調整とさせていただきますので、応札前にご相談ください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●第 8 章. その他・他社同様、週 1 回の申出単価更新通知の期限を明確にすべきではないでしょうか。 	<p>調整力募集時に、提出期限を、募集要綱等に表記いたします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、「実需給断面を過ぎた時間帯における申出単価については、変更は認められません」とは、GC 後、給電指令を受けた後に申出単価の変更は認められない、という理解で宜しいでしょうか。 	<p>ご指摘の通りです。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●OP 運転・ピークモード運転による定格出力を越えた運転が不可能な設備の場合には、その旨記載した上で申込み、契約書等から当該記載を削除する手続となるのでしょうか。 	<p>ご指摘の通りです。</p>